

## 第31号議案

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例の件  
神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例  
神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例（昭和37年3月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「8,400円」を「8,820円」に改め、同号イ中「7,200円」を「7,430円」に改める。

第4条を次のように改める。

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

### (1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1乗車につき 210円

(イ) 小児 1乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 初乗り区間にあつては170円、路線内において距離が最長となる区間にあつては560円

(イ) 小児 (ア)に基づき定める大人の料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

### (2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 8,820円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 7,430円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては7,140円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては21,000円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては6,020円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては17,700円

2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、近郊区に係る料金の取扱い及び発行する乗車券の種類について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第4条第1項及び同条第3項において準用する第3条第2項」と読み替えるものとする。

第10条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第13条第2項中「510円」を「520円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第4条の規定に基づき発行された回数券については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第14条の規定にかかわらず、当分の間、この条例の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、この条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第4条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。
- 3 施行日前に神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第8条第1項の規定に基づき発売された定期券であってこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この条例による神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず、なお従前の例により使用することができるものとする。
- 4 施行日前に神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、施行日以後に本市乗合自動車に関して支払のために使用した場合には、当該残額からこの条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において、当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは、当該残額の全額が差し引かれるものとし、かつ、当該前払式料金カードの所持人は、支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

#### 理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(普通区の料金及び乗車券の種類)

第3条 普通区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 略

(2) 定期料金

ア 通勤定期券 1箇月につき 8,400円

8,820円

イ 通学定期券 1箇月につき 7,200円

7,430円

2～4 略

(近郊区の料金及び乗車券の種類)

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、他の交通機関と区域及び路線が競合し、運輸協定その他の乗入れ運転若しくは直通運転を行う場合又は路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類に準じて管理者が定める。

(近郊区の料金及び乗車券の種類)

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1乗車につき 210円

(イ) 小児 1乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 初乗り区間にあつては170円、最長の区間にあつては560円

(イ) 小児 (ア)に基づき定める大人の料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(7) 通勤定期券 1箇月につき 8,820円

(1) 通学定期券 1箇月につき 7,430円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(7) 通勤定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては7,140円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては21,000円

(1) 通学定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては6,020円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては17,700円

2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、近郊区に係る料金の取扱い及び発行する乗車券の種類について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第4条第1項及び同条第3項において準用する第3条第2項」と読み替えるものとする。

(貸切自動車としての料金)

第10条 略

2 略

3 管理者は、第1項の料金の額に100分の108を  
乗じて得た額（当該額に1円未満の端数がある  
ときは、その端数金額を四捨五入するものとす  
る。）を徴収する。

100分の110

4 略  
（手数料）

第13条 略

2 前項の手数料は、510円以下において管理者が  
定める。

520円